

独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則

平成16年4月1日
16規程第11号

改正 平成17年 3月31日17規程第17号
平成17年10月27日17規程第37号
平成18年 3月22日18規程第 4号
平成18年11月27日18規程第12号
平成19年 3月30日19規程第10号
平成20年 3月21日20規程第 5号
平成20年12月25日20規程第12号
平成21年 3月18日21規程第 2号
平成21年 6月11日21規程第 7号
平成21年11月30日21規程第18号
平成22年 3月30日22規程第 1号
平成22年 6月28日22規程第 5号
平成22年11月30日22規程第16号
平成24年 3月29日24規程第 6号
平成24年 7月20日24規程第23号
平成26年 3月20日26規程第 4号
平成26年 3月20日26規程第 6号
平成26年12月 9日26規程第25号
平成26年12月26日26規程第26号
平成27年 6月29日27規程第12号
平成27年 7月28日27規程第15号
平成28年 3月14日28規程第 1号
平成28年 3月30日28規程第 5号
平成28年 6月24日28規程第16号
平成28年12月14日28規程第22号
平成29年 2月20日29規程第 3号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）)第2条第2項の規定に基づき、期間を限って雇用される嘱託（以下「有期嘱託」という。） 、期間を限らず雇用される嘱託（以下「無期嘱託」という。）及び修学職員（以下「嘱託等」という。）の就業に関する事項を定めるものとする。

2 嘱託等の就業に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（嘱託等の区分）

第2条 嘱託等は、その勤務形態により次の各号のとおりに区分する。

- (1) 常勤嘱託等（1週の勤務時間が38時間45分（無期嘱託にあつては37時間30分）のもの）
- (2) 非常勤嘱託等（1週の勤務時間が38時間45分未満（無期嘱託にあつては37時間30分未満）のもの）

（職員就業規則の準用）

第3条 次の各号に掲げる事項については、職員就業規則の規定を嘱託等に準用する。

- (1) 採用（第3条、第4条第1号及び第5条（ただし、第2項第2号は準用しない。）
- (2) 休職（第9条、第10条及び第11条第1項。ただし、修学職員には準用しない。）
- (3) 復職（第12条。ただし、修学職員には準用しない。）
- (4) 退職（第13条。ただし、有期嘱託及び無期嘱託には同条第1項第3号は準用せず、修学職員には同条第1項第3号及び第4号は準用しない。）
- (5) 解雇（第14条から第18条）
- (6) 服務心得、遵守事項（第19条第1項及び第2項、第20条から第25条第1項、第27条及び第28条）
- (7) 出勤、遅刻、早退、欠勤（第29条から第32条）
- (8) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務（第33条の2）
- (9) 休憩時間（第34条）
- (10) 所定の場所以外での勤務（第35条）
- (11) 休日の振替（第38条）
- (12) 勤務時間の変更（第39条）
- (13) 年次有給休暇の届出（第41条）
- (14) 特別有給休暇の届出（第43条）
- (15) 育児休業及び育児時間（第45条）
- (16) 介護休業及び介護時間（第46条）
- (17) 母性健康管理（第47条から第50条）
- (18) 出張（第51条及び第52条）
- (19) 教育研修（第56条）
- (20) 安全衛生（第57条）
- (21) 感染症の届出等（第58条。ただし、第2項は準用しない。）
- (22) 健康診断（第59条。ただし、第4項は準用しない。）
- (23) 災害補償（第60条）
- (24) 表彰（第61条）
- (25) 懲戒（第62条）

(26) 人事給与システムの使用の例外 (第63条の2)

- 2 誓約書の記載事項に関する前項第1号において準用する職員就業規則第5条第2項第5号の規定の適用については、同号中「退職金の返納、損害賠償又は差止の請求等」とあるのは、「損害賠償の請求等」とする。

(雇用期間)

第4条 有期嘱託及び修学職員の雇用期間は、雇用した日から雇用した日の属する年度の末日までの範囲内とする。

- 2 理事長は、特別の事情により有期嘱託及び修学職員をその契約期間満了後も引き続き業務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その契約期間を更新することができる。

(無期嘱託への転換)

第4条の2 有期嘱託及び修学職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。

- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6箇月以上ある有期嘱託及び修学職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
- 3 第1項によるもののほか、独立行政法人医薬品医療機器総合機構採用委員会設置運営要領(平成16年16要領第3号)に基づき設置される独立行政法人医薬品医療機器総合機構採用委員会で認められた者は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。
- 4 有期嘱託が第1項又は前項の規定により無期労働契約での雇用に転換した後は、この規則で無期嘱託について定める労働条件を適用する。
- 5 有期嘱託又は無期嘱託のうち、別に定める要件を満たした場合には、別に定める方法により職員就業規則が適用される職員に転換することができる。

(異動)

第4条の3 理事長は、業務上の必要性に応じ、無期嘱託に対し配置換又は兼務を命ずることができる。

- 2 無期嘱託は、正当な理由がない限り、前項の命令を拒むことはできない。

(定年)

第4条の4 無期嘱託の定年は満年齢65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日が到来したときに同日を退職日とし、無期嘱託としての身分を失う。

(所定労働時間及び勤務時間)

第5条 所定労働時間は、毎月1日を起算とする1か月単位の変形労働時間制とし、1か
月を平均して1週間38時間45分以内とする。

- 2 嘱託等(無期嘱託を除く。)の勤務時間は、午前9時から午後5時45分(第3条第1
項第7号において準用する職員就業規則第34条第2項の適用を受ける者(以下「休憩
時間短縮嘱託等」という。)にあっては、午後5時30分)までと午前9時30分から
午後6時15分(休憩時間短縮嘱託等にあっては、午後6時)までの2区分とし、理事
長が個別に指定する。ただし、午前9時30分から午後6時15分(休憩時間短縮嘱託
等にあっては、午後6時)までを勤務時間とする嘱託等の勤務時間は、7月及び8月に
限り、本人からの事前の届け出を受けて理事長が認める場合は、午前9時から午後5時
45分(休憩時間短縮嘱託等にあっては、午後5時30分)までとすることができる。
- 3 無期嘱託の勤務時間は、午前9時から午後6時15分(休憩時間短縮嘱託等にあって
は、午後6時)までの間とし、理事長が個別に指定する。
- 4 理事長は、業務上必要があると認めるときは、前項の勤務時間を変更することができ
る。

(休日)

第6条 嘱託等の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 年末年始(12月29日から31日までの期間並びに1月2日及び3日)
 - (4) その他特に理事長が指定する日
- 2 非常勤嘱託等の休日は、前項に定めるもののほか、理事長が個別に指定する。

(時間外勤務及び休日勤務)

第7条 理事長又はその委任を受けた者は、業務上特に必要があると認めるときは、嘱託
等に対して第5条に規定する勤務時間外に、又は前条に規定する休日に勤務させること
がある。ただし、勤務時間外又は休日に勤務させる者は別に定める。

- 2 前項の規定に基づき、嘱託等が第5条に規定する勤務時間を超えて勤務したとき又は
前条に規定する休日に勤務したときは、別に定めるところにより、超過勤務手当を支給
する。
- 3 第1項ただし書に基づき、勤務時間外又は休日に勤務させる者として定めた者につい
ては、職員就業規則第37条(第1項及び第2項を除く。)及び第37条の2の規定を
準用する。

(年次有給休暇)

第8条 常勤嘱託等の年次有給休暇は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤嘱託等は、毎年4月1日から3月31日までの間において、20日の年次有給休
暇を受けることができる。ただし、年度の途中において新たに雇用され、又は雇用が
終了する者の年次有給休暇の日数は、雇用期間に応じて次の表に定める日数とする。

雇用 期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- (2) 前号の日数については、労基法第39条第1項及び第2項の規定に基づく年次有給休暇が繰り上げられているものとする。
- (3) 年次有給休暇の請求があった場合は、前号の年次有給休暇から先に請求があったものとして取り扱うこととする。なお、第3項に定める繰り越された年次有給休暇を有する者から年次有給休暇の請求があった場合は、当該休暇が先に請求されたものとする。
- 2 非常勤嘱託等は、労基法第39条第1項及び第3項の規定に基づく年次有給休暇を受けることができる。
- 3 第4条の2の規定により、無期労働契約での雇用への転換を行った無期嘱託及び修学職員の年次有給休暇については、有期嘱託及び修学職員として有期労働契約を締結していたときの年次有給休暇に残日数がある場合はそれを引き継ぐものとする。
- 4 第1項から3項の年次有給休暇は、20日を限度として次の1年間に繰り越すことができる。
- 5 年次有給休暇は、1日又は時間を単位として請求することができる。

(特別休暇)

第9条 常勤嘱託等は、職員就業規則第42条に規定する特別有給休暇を受けることができる。ただし、雇用期間が短期となる者は個別に決定する。

2 非常勤嘱託等は、次に掲げる有給又は無給の特別休暇を受けることができる。

(1) 有給の特別休暇は次のとおりとする。

イ 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤嘱託等が勤務しないことが相当であると認められるとき
7日の範囲内の期間

① 非常勤嘱託等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤嘱託等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

② 非常勤嘱託等及び当該非常勤嘱託等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤嘱託等以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ロ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

ハ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤嘱託等が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

ニ 非常勤嘱託等が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

ホ 非常勤嘱託等が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

へ 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により非常勤嘱託等が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間

(2) 無給の特別休暇は、次のとおりとする。

イ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤嘱託等が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

ロ 女性の非常勤嘱託等が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤嘱託等が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

ハ 生後1年に達しない子を育てる非常勤嘱託等が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の非常勤嘱託等にあつては、その子の当該非常勤嘱託等以外の親が当該非常勤嘱託等がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

ニ 非常勤嘱託等が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 非常勤嘱託等の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間

ホ 非常勤嘱託等の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤嘱託等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

へ 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤嘱託等が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

ト 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤嘱託等が、その子の看護(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかったその子の世話に限り、同規則第19条に規定する出席停止の期間中のものを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子1人につき一の年度において原則として連続する10日の範囲内の期間

チ 職員就業規則第46条1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

リ 非常勤嘱託等が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- 3 前項第2号ニからチまでの休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（生理日の勤務が著しく困難な女性の嘱託等に対する措置）

第10条 女性の嘱託等で生理日の勤務が著しく困難な者の請求があつた場合は、その者に対して無給の休暇を与える。ただし、常勤嘱託等については、2日以内を有給とすることができる。

- 2 前項の休暇を受けようとする者は、理事長に届け出るものとする。

（給与の種類）

第11条 嘱託等の給与の種類は、基本給、地域手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当及び勤勉手当とする。ただし、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当及び勤勉手当が支給される者は別に定める。

（基本給）

第12条 基本給は、勤務時間等の勤務形態により月額又は日額とし、その額は業務内容及びその者が有する知識、職務経歴等を勘案して別に定める俸給表に基づき個別に決定する。

（昇給又は降給）

第12条の2 理事長は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構評価審査委員会設置運営要領（平成19年要領第1号）に基づき設置される独立行政法人医薬品医療機器総合機構評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）で決定された業務評価等による評語及び勤務日数に基づき、別に定めるところにより、無期嘱託の基本給について、昇給又は降給させることができる。

- 2 前項の場合において、無期嘱託の基本給の号俸が別に定める俸給表における最上位の号俸を超える場合は、昇給しない。
- 3 第1項に規定する昇給及び降給は毎年4月1日に行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、理事長が定める日に昇給させることができる。

4 昇給の実施及び昇給額は、機構の財政状況等を勘案し、評価審査委員会において決定するものとする。

(昇格又は降格)

第12条の3 理事長は、評価審査委員会で決定された業務評価等による評語に基づき、別に定めるところにより、無期嘱託について昇格又は降格させることができる。

(地域手当)

第12条の4 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）に規定する国家公務員に係る地域手当の規定を準用して支給する。

(通勤手当)

第13条 常勤嘱託等の通勤手当は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。）第14条の規定を準用して支給する。ただし、月の途中から勤務を開始する場合は、当該月の通勤手当は日割計算により支給する。

2 非常勤嘱託等の通勤手当は、日割計算により支給する。

(単身赴任手当)

第13条の2 単身赴任手当は、給与規程第15条（第3項を除く。）の規定を準用して支給する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、給与規程第16条の規定を準用して支給する。

(初任給調整手当)

第14条の2 初任給調整手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

(超過勤務手当)

第15条 超過勤務手当は、給与規程第19条の規定を準用して支給する。

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤嘱託等に対して支給する。これらの基準日1箇月以内に退職し、又は解雇された常勤嘱託等についても、同様とする。

2 前項の勤勉手当については、給与規程第25条第1項（第1号を除く。）及び第26条を準用する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基本給月額及び地域手当の合計額をいう。）に別に定める勤勉手当係数（機構の財政状況や評語の分布状況等により、評価審査委員会に

において決定し、理事長が定める係数。)及び勤勉手当の支給対象期間(基準日以内6箇月間をいう。)内の勤務日数に基づく別に定める期間率を乗じて得た額とする。

- 4 前項の勤勉手当基礎額を算出する基本給月額、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された常勤嘱託等にあつては、退職し、又は解雇された日現在)において常勤嘱託等が受けるべき基本給月額とする。
- 5 勤勉手当の支給対象期間内に、次の各号に掲げる期間がある場合は、別に定める方法により、当該支給対象期間から当該期間を除算する。
 - (1) 第3条第1項第2号において準用する職員就業規則第9条第1項の規定に基づき休職を命じられた期間
 - (2) 同条第1項第7号において準用する職員就業規則第31条第1項に規定する欠勤をした期間
 - (3) 同条第1項第15号において準用する職員就業規則第45条の規定に基づき育児休業又は育児時間の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (4) 同条第1項第16号において準用する職員就業規則第46条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (5) 同条第1項第25号において準用する職員就業規則第62条第1項第3号の規定に基づき停職にされていた期間

(給与の減額)

第17条 嘱託等が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

- 2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与の額)

第17条の2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、基本給の額を所定の勤務時間で除して得た額とする。

(休職者の給与等)

第17条の3 第3条第1項第2号の規定により準用する職員就業規則第9条の規定に基づき休職を命じられた期間中の給与は支給しない。

- 2 第3条第1項第2号の規定により準用する就業規則第9条第1項第3号の規定により休職を命じられた嘱託又は支給日に勤勉手当を支給することとされていた嘱託であつて当該支給日の前日までに離職したものについて、給与規程第26条を準用する。なお、同条において「賞与」とあるのは「勤勉手当」と読み替える

(退職手当)

第18条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない

(給与の支給日)

第19条 基本給が月額で支給される者の基本給、地域手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当は、給与規程第9条の規定を準用して支給する。

2 基本給が日額で支給される者の基本給及び通勤手当は、毎月の末日を締切り日とし、その月の額を翌月の15日に支給する。ただし、15日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日)に支給する。

(期間の計算)

第20条 第3条の規定により準用する職員就業規則第9条、第10条、13条、第14条、第15条、第16条、第31条及び第62条において、一定日数、月数又は年数で示されているものについては、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(端数計算)

第20条の2 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第15条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(育児休業者等の給与)

第20条の3 育児休業をしている者の当該育児休業期間中の給与は支給しない。

2 第16条第1項に規定する基準日に育児休業をしている嘱託等のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある嘱託等には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 育児休業をした嘱託等が業務に復帰した場合におけるその者の基本給については、部内の他の嘱託等との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

4 嘱託等が第3条第1項第16号において準用する職員就業規則第45条の規定による育児時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(端数の処理)

第20条の4 第20条の2の規定に基づき算出する額を除き、この規程により算出した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第21条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不相当である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施規定)

第22条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）成立の際において、現に医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧機構」という。）の嘱託等としての身分を有し、引き続き機構の嘱託等となった者については、旧機構の嘱託等であった期間を機構の嘱託等であったものとみなして、この規則の規定を適用する。

3 平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、第11条に規定する基本給、地域手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給並びに第17条に規定する1時間当たりの給与の額の算出については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定に準じるものとする。

附 則（平成17年3月31日17規程第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日17規程第37号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日18規程第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日18規程第12号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第3条第1号において準用する独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則第5条第1項第2号の規定は、この規則の施行の際現に嘱託等の身分を有している者について適用する。

附 則（平成19年3月30日19規程第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日20規程第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日において独立行政法人医薬品医療機器総合機構に在籍していた嘱託等に係るものについては、平成20年6月2日から施行する。

附 則（平成20年12月25日20規程第12号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第2項第1号ニの規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成21年3月18日21規程第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月11日21規程第7号）

- 1 この規則は、平成21年6月11日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の70」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（平成21年11月30日21規程第18号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日22規程第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日22規程第5号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月30日22規程第16号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（平成24年3月29日24規程第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月20日24規程第23号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第4号）

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日26規程第25号）（抄）

- 1 この規則は、平成26年12月10日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第16条第2項の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の77.5」とする。

附 則（平成26年12月26日26規程第26号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日27規程第12号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日27規程第15号）

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成28年3月14日28規程第1号）

- 1 この規程中、第1条、第2条及び第5条から第7条までは平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用し、第3条及び第4条は平成28年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程第9条第2項の適用については、平成27年6月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、平成27年12月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第15条第2項の規定の適用については、平成27年6月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の35」と、平成27年12月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第1号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第1項の規程にかかわらず平成28年3月31日までの間は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	5, 588, 460円
2	6, 441, 660円
3	7, 323, 300円

4	8, 460, 900円
5	9, 840, 240円
6	11, 233, 800円

- 5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第2号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第2項の規程にかかわらず、平成28年3月31日までの間は次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	4, 649, 940円
2	5, 161, 860円
3	5, 560, 020円

附 則（平成28年3月30日28規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（無期事務補助員の定年の特例措置）

第2条 平成28年4月1日より前から継続して雇用されている有期事務補助員で満年齢60歳に達した日以降における最初の4月1日以降に無期労働契約への雇用に転換した者については、第2条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構事務補助員就業規則第2条第1項第4号において準用する職員就業規則第13条第4項の規定にかかわらず、定年を満年齢65歳とする。

（平成28年度の事務補助員の給与に係る特例）

第3条 平成28年度の事務補助員の給与については、第2条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構事務補助員就業規則第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 平成28年度の事務補助員の期末手当及び勤勉手当については、勤務期間等に応じ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次条において「一般職給与法」という。）に規定する国家公務員に係る期末手当及び勤勉手当の規定を準用して支給する。ただし、期間率については、職員給与規程（平成16年規程第4号）第25条第2項の規定を準用する。

- 3 前項の場合において、平成28年6月の期末手当の額は期末手当基礎額（基本給に21を乗じて得た額をいう。）に100分の122.5を、平成28年12月の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の137.5を、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額（基本給に21を乗じて得た額をいう。）に100分の75を乗じて得た額とする。

（無期嘱託の定年の特例）

第4条 平成28年4月1日より前から継続して雇用されている有期嘱託で満年齢65歳に達した日以降における最初の4月1日以降に無期労働契約への雇用に転換した者については、第3条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第4条の4の規定にかかわらず、定年を満年齢70歳とする。

(平成28年度の嘱託等の給与に係る特例)

第5条 平成28年度の嘱託等の給与については、第3条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成28年度の嘱託等の期末手当及び勤勉手当については、勤務期間等に応じ、一般職給与法に規定する国家公務員に係る期末手当及び勤勉手当の規定を準用して支給する。ただし、期間率については、職員給与規程第25条第2項の規定を準用する。

3 前項の場合において、平成28年6月の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の122.5を、平成28年12月の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の137.5を、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の75を乗じて得た額とする。

附 則 (平成28年6月24日28規程第16号)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日28規程第22号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月20日29規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。